

Title	The Provisions of Oxford (一二五八年)の一考察：第十三世紀中葉に於ける封建的反抗の一性格
Sub Title	Brief note on some characteristics of "The council of the fifeteens"(1258) : general conception of kingship of the feudal class during baronial reform
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.4 (1954. 11) ,p.66(564)- 80(578)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19541100-0066">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19541100-0066</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## The Provisions of Oxford

### (一二五八年)の一考察

—第十三世紀中葉に於ける封建的叛抗の一性格—

森 岡 敬 一 郎

一二一六年より一二七二年に亙る半世紀以上の長年月の間、イギリスに君臨した Henry III の治世には、封建時代イギリス史研究に興味を有する者には、幾多注目し價する重要な問題が散見してゐるやうに思はれる。彼の治世の中頃より末期にかけて前後二回にわたり試みられた封建勢力、即ち *barones* の王政に對する改革運動もそのやうな歴史家の注目に價する事件の一なることは否定出來ない。従來の研究者にあつては、この封建的叛抗運動は、少くも一時は順調に行はれ具體的な成果を擧げ、王權の行使に對してこれまでに見ない具體的な制約が課せられたことが特異な點として指摘せられ、この時期の封建勢力の叛抗運動が結局國政の根本的改革には至り得なかつたと言はれる第十二世紀の夫と性格を異にするものとされてゐたのである。

稍々詳細にこの運動の經過を述べれば、一二五八年より六〇年にわたり、封建的叛抗勢力は實力によつて王の行政管理し、無力な王の許に解體に瀕した王國の行政を建直さうとしたと言はれてゐる。この諸侯勢力による王政の管理は

約一年半繼續したが、結局失敗に歸し、更に後に至つて、前の改革運動の指導者の一人でもあつた Simon de Montfort が武力に訴へて王の軍隊を破り、王權の行使を手中に握つたのである。このためにイギリスは、一二六三年より六五年にかけて著しい混亂に陥つたが、最後に王の立場に諸侯勢力の支持が次第に集り、結局 Simon de Montfort の敗北の裡に事態の落着を見たのであつた。

この二つの事件は共に封建諸侯の側からする王權に對する嚴しい批判であつたのであるが、結局、結末に於いては一部封建諸侯の主張は舊來の支配體制の前に敗北したのであると言ふことが出来る。そしてこの動きを通じて、我々は何を看取すべきであらうか。從來の若干の史家の如く、高勵な一部の諸侯特に Montfort と弱體にして利己的な王とを對比し、目前の小さな打算に終始した諸侯をこれに配することによつて全ては説明しつくされるものであらうか。一部の革新勢力の主張が正しさをもち乍らも失敗した背後には、何か當時の社會の本質につらなる問題、王と諸侯との間の、一時的な謂はば偶然的な衝突や對立を越へて存在する相互依存の關係がここに反つて顯現してゐるのではないのか。かうした見地からもう一度、この諸侯の叛亂を考へることは出来ないであらうか。封建諸侯の王權に對する批判には、それ自身の在り方自體に規定せられた一定の限界があり、それを超へることは不可能ではなかつたのかどうか。かうした點を看過した處に反つて Simon de Montfort 一派の急進分子の失敗の原因があり、ここに着目することによつて、封建社會の一つの性格が認識せられて來るのではないであらうか。

扱、以上の如き觀點に立つてこの改革運動を取上げる場合、私は前後二回の事件の内、前回の事件、特にその中に諸侯の王に對する改革の要求の具體的プログラムを述べたものとされてゐる所謂「Provisions of Oxford」に論述の中心

を置いて考察して見たいと思ふのである

従來の通説に従へば、Henry IIIの治世に於いて、特にその成年後に於いては、Norman, Anjou 兩王朝以來順調に育生されてきた政府機構が、中央・地方を問はず、内部的に崩解の傾向を示して來たと言はれてゐる。例へば、イギリス中世行政制度史に於いて現在まで最大の又最良の研究の一つでもあると言はれてゐる *Chapters in Medieval Administrative History* の著者 T. F. Tout の如き權威も “The strong centralized government of the Angevins was broken down under Henry's weak rule.”<sup>(1)</sup> と言つてこの點は承認してゐるのではあるが、果してこの考へ方は事實を正しく捉へてゐるのか否か一應考へて見たい。と言ふのは、前述した如くこの行政機構の弛緩が従來の Simon de Montfort 一派の行動を愛國者の救國運動と見る考へ方の基礎にあるからである。

扱へば Henry III の治世は、最近二十年程の間に幾多研究者を得て、その多くの分野に新らしい研究が集積されて行つた。地方に於ける社會構成上に進行しつつあつた變動に中心を置いて研究した E. F. Jacob の *Studies in the Period of Baronial Reform and Rebellion 1258—67* (*Oxford Studies in Social & Legal History* VIII, 1925) の如き業積や King Henry III and Lord Edward, *The Community of the Realm in the Thirteenth Century*, 2 Vols (1947) の大著や *Oxford History of England* に *The Thirteenth Century* (1953) を書き、この時期の歴史を “Community of the Realm” 形成の見地から考へやうとした M. Powicke の業積が考へられる他に封建諸侯の叛亂の背景をなす Henry III 時代の行政史を直接取扱つたものとしては、R. F. Treharne<sup>(2)</sup> の名を擧げねばならない。こ

ここに考へるべきことは、此等の新研究が從來の Henry, III 治下に於ける行政制度の弛緩を云々する立場に批判的な傾向の強いことである。今ここには主として Treharne の研究に則しつつ、新しい研究の成果を紹介して見たいと思ふ。

これらの研究によれば、行政機構（廣義の）に關する限り、彼の治世には、Justicier の下に行政の實權の歸してゐた一二三四年までの彼の未成年時代並に Justicier の存續してゐた時代にも又親政を行つて以後も、そこに崩壞の徴候は全く認めることを得ないのみならず、Henry II 以來の強靱な中央集權機構はそのまま維持せられた以上に反つて一層強化せられてゐることを示唆する事實をも發見し得るのである。Peter de Rivaux による財務機關たる Exchequer の内容強化、一二四四年以降に行はれた Chancery の整備、又 Exchequer, Chancery の活動を補足するものとして Wardrobe なる新機關の作られたことなどが指摘し得る。以上の如き事實は、單に狹義の行政に限らず、司法の分野にも散見し得る。Curia Regis の部局分化が進んだことが例へば一二四四年の Hanaper の例によつて知られるのみならず、Placita coram rege の他の法廷との相異が明確になつたことは、一二三四年に Placita coram rege なる rolls の現はれてゐることが暗示して居る。更に注目すべきは一二六〇年頃までの彼の治世の一つの注目すべき事實として、writs<sup>(3)</sup> の新規發布の數が著しく増加したことである。これは司法上の中央集權化の強化と見てよいが、更に巡回裁判の増加がこのことを更に立證してゐると言つてよく、Bracton の時代と稱せられる彼の治世には、以上の裁判機構の整備が、Bracton 門下の有能な法律家によつて内部的に一層その効果を力あらしめて行つたことは當然であらうし、この時代に司法制度の弛緩を云々することは不可能のやうである。

以上の如く、廣義の國家統治の諸方面に互り、制度上の整備の進んでゐることは否定し得ず、これらの諸機關は、從

來の傳統に則して、全て王に依存し、王に責任を負ひ、夫々極めて能率的な運営を見せ、王の威力は一層廣く地方に行はれ、このやうにして王權の強固な強化が行はれた時代であつたと言つてよい。唯この場合注意しなければならないことは、このやうに行政制度の整備、王權の地方伸張が見られると同時に、一方に於いて王國が危機と混亂に逢着してゐたことであつて、この二つのものは決して相矛盾するものではなかつたことを考へねばならない。國家の統治機構が全的に王に依存してゐた場合、更に特に、その活動が諸般の方面に廣く及び、且統治者の意志とは獨立した行政府の存在しなかつた當時に於いては、行政機構の中核をなす王個人の性格、能力更には性癖等すらも、國家行政の正しい運営を可能にするか否かを決定する重大な要因であつたことは否定し得ない所であらう。この Henry III 自身この點に於いては必しも良い王であつたとは言ひ難いものがある。彼が王權の伸張を策する餘に、結局 *barones* から國政參加の機會を奪ひ、樞要な地位や或は高額の收入を伴ふ職務は、これを自己の直接使用する使用人や或は外國出身の寵臣に與へたことが、*barones* 初め廣く國民一般を強く刺戟し、國民的不滿を醸成するに至つた。従つて一二五八年以前の彼の治世に於ける諸侯の不滿もしくは批判は王の個人的な在り方に向けられてゐたものであつた。かうした内政に對する不滿に加へて更に外征の失敗が累加せられたのである。即ち彼は *Wales, Scotland* の遠征に失敗したのみならず、*France* 國內の舊 *Anjou* 家領の失地恢復の目的も達成し得ず、このために諸侯の誇りを著しく傷付けたと言はれてゐる。加ふるにこれらの度重なる遠征によつて惹起せられた國費の増大はイギリス財政の危機を招來し *barones* には負擔の増大となつて現はれた。

以上の如くして一二四〇年より五八年の間に開かれた議會に於いては、*barones* は王の行動に對して著しく批判的と

なつてゐることは看過し得ない所であるがその一例として、一二四二年一月二八日 London に開催せられた議會の模様を考へて見やう。Henry III はフランスに於いて近々戦争の起るべきことを豫想してここに至ての大諸侯並に大聖職者、又殆んど全ての *barones* を召集したのである。しかしこの會議に於いては、これら參會者の態度は極めて強硬であり、當時フランスとの間は休戦期間中であつたために、彼等は休戦期間満了までは王の申出に對する協力を拒否し、王は休戦期間満了後出來得る限り援助を行ふとの解答を得ることが出來たに過ぎなかつた。そしてこの場合、いかなる程度の助力が得られるかとの王の問ひに對しては、明確な解答はこれを得ることが出來なかつた。

しかしここに注意すべきことは、この一二四二年の場合の如く、彼等に意志があれば根本的改革の事業も行ひ得たと思はれる時にも、<sup>(4)</sup>諸侯の態度の著しく消極的なことである。常に王の要求を拒否するか或は若干の官吏の交替を要求する以上に、王の行政權そのもの、王の *Personal Rule* の原則そのものに對する批判はないのである。

しかし乍らこのやうな王國內外の王の行動に對して批判的な傾向の動きつゝあつた時に、王は全く利己心と虚榮心からイギリスにとつては無意味な外征を計畫するに至つた。これが所謂「Sicily 遠征事件」である。これは當時の教皇 Innocentius III 並に Alexander IV と Hohenstaufen 家との確執に王が捲込まれたものに過ぎなかつた。これは一二五二年に王と Innocentius III の特使との間に、Sicily 王國の王位を Henry III の第二子 Edmund に與へるとの取極めが行はれたのに端を發する。これは勿論 Hohenstaufen 勢力に對する教皇側の政策の一環であつた。初め王はこの申出の受諾を好まなかつたが、一二五五年八月に至つて正式に受諾を決意し、ここにイギリスは無用の財政負擔を負ふに至つたのである。即ちこのためには Sicily 島の遠征の費用を負擔しなければならなかつたからである。しかしして

この遠征は、數年に及ぶも終結せず、遠征の費用は年々累加せられて莫大な額に達し、遂に一二五八年に至つた。前年既に王並に教會の壓力のためにイギリスの聖職者は五二、〇〇〇 marks の費用を支拂つたに拘らず、教皇 Alexander IV は軍費四〇、〇〇〇 marks の即時支拂か、或は八五〇〇人の軍を以つて王が直に Sicily 親征するか何れかを行ふべきことを要求し、この要求に應ぜざる場合には破門に處するとしてその要求の履行を強要した。

ここに王は、同年五月、折から London に開催中の議會にこのことを諮つた。ここに諸侯は王の要求する援助の負擔を認める代りに、從來の消極的態度を捨てて積極的に王政の改革を要求し、王も諸侯の要求に讓歩せざるを得ず、五月二日の勅書を以つて正式にそれを認め、ここにこの改革運動はその緒につくに至つたのである。

註(1) *Political History of England*, IV. p. 81.

(2) "The Personal Rule of Henry III and the Aims of the Baronial Reforms of 1258." (*History*. Vol. XVI. pp. 336—340.) 尙彼は *The Baronial Plan of Reform*. (Manchester. 1932) があるが未だ參照の機會を持たない。

(3) E. F. Jacob は Glanvill, *De Legibus Angliae*. に Henry III 治下の writs が 39 見られ、Maidland の編集する Henry III 治下初期の Cambridge manuscript とは 58. 又その後期の (但し the Provisions of Westminster (1259 年) 以前の) manuscript とは 121 の writs が見られると云ふ。E. F. Jacob "England" in *Cambridge Medieval History* Vol. VI. p. 272.

(4) これと關聯して所謂 "Paper Constitution" の問題が考へられなければならぬ。これは草稿に止つたとは言へば、barons の王政改革の計畫で當時の彼等の王權に對する考へ方を良く現はしてゐるが、その作成の年代については、或は一二三八年 (M. Powicke) と云ふ、或は一二四四年 (N. Denholm-Young, B. Wilkinson) と云ふ、考へるべき點が多い。夫故この問題の攻究は他日に譲りたす。

尙 B. Wilkinson, *The Constitutional History of England*. Vol. I. pp. 117—130. 並び M. Powicke. *The Thirteenth Century*. pp. 77—9. 並び Additional Notes on the Plan of the Magnates. 參照のトナ。



諸侯の要求した改革案の内容は二つの點からなつてゐた。その第一は、國家の樞要な地位から不適當なもの、外國人を排除することであり、第二には、王政の改革案を起草する委員會を王が承認することであつた。

今、歴史的事實そのものに徴すれば、王は武力の脅嚇の前に屈服したものであることは Mathew Paris (V. 670-690) の傳へる如くではあるが、この *barones* の要求を正式に認め、た五月二日の勅書に於いて注目すべきことは、

「我々は次のクリスマスまでに、我が國イギリスの顯貴なる又忠順なる人々の助言を以つて、我が王國に關し、制定を行ふであらうことを、又その制定せられたることを、固く遵守するであらうことを、讓歩する。」

(nos eis concessimus quod infra festum Natalis Domini proximo futurum per consilium proborum et bidelium hominum nostrorum regni Angliae... statum regni nostri ordinabimus et ordinationem illam firmiter observabimus) <sup>(1)</sup> とあり、形式的にはあくまでも王と *barones* との協力によつてその改革を行はうとしてゐる念を明記してゐる點、又この處置をあくまで臨時的、一時的なものとして、その期間を同年のクリスマスまでと期限を附してゐる點であらう。

又この *barones* の要求を認めた同じ日に、王は王黨十二人、改革者側十二人計二十四人の代表からなる王國の状態を改善する改革案起草の委員會の設立を認めたが、この邊の事情を傳へた *Annales of Burton* や *Annales of Osney* には「王及びその長子たる Edward は王國の状態の改善のために、彼等の意志に従ふ」<sup>(2)</sup> べきものであると述べてゐると傳へてゐるのであり、王そのものを疎外して彼等諸侯が國制の中核に坐らうとするものではなかつたと考へ

てもよいのではなからうか。

更に又、同じく一二五八年八月 Oxford に開催せられた議會に於いて、*barones* が行つた議決が “The Petition of the Barons”<sup>(3)</sup> と稱せられるものであつて、その内容は極めて多岐に互るものではあるが、王の Personal Rule の原則そのものに對する批判が全く認め得ないことは注目に價すると言つてよいであらう。この事實は、先に指摘した諸點と關聯して、この時期の改革論者の王の本質に對する考へ方が奈邊に存するかを推測せしめるに足るものがあるやうに思はれる。要するに國政の唯一の中心としての王の特殊の地位そのものに對しては、諸侯が批判を加へもしくは改革しやうとは考へてはいなかつたらしいと言ふことも一概に否定し得ない。

扱、上記の二十四人委員會の決定した改革案が所謂 *Provisions of Oxford*<sup>(4)</sup> と稱せられるものであり、この決定に従つて中央・地方の行政改革が行はれ、且又、不適當な人物の追放が實施せられたのである。この場合注意すべきは、中央に後述の「十五人委員會」なる行政の中心が設けられたことと、大法官 (*Justicier*) の職が復活せしめられた以外には大した中央行政の變化はなかつた。樞要な地位にある者の交替についてもかねて不人氣であつた *Treasurer, Philip Lovel* の解任以外には若干の *Poitou* 出身者の追放の外には大して問題とすべきものは見られなかつたと言つてよい。<sup>(5)</sup> 唯問題なのは、行政の中樞機關たる所謂「十五人委員會」の性格なのである。

×

×

×

この「十五人委員會」は *Justicier* 初め、*Chancellor, Treasurer* に對して監督權を有し、司法・行政の全機關は、  
全て王に對してではなく、この委員會に對して業務報告の義務を負ふことになつたのである。實際の活動の側面から考

へると、これまでの國政に於いて王の占めてゐた機能を代行し、國政上王に代つてその中心となつてゐるのであつて、一史家の言ふ如く「イギリス史上、以前のどの Council とも違つて、王の顧問會とは考へ得ない」<sup>(6)</sup>存在であり、イギリスは一時「A King reigned but a Council ruled」<sup>(7)</sup>の状態にあつたと言つてよいであらう。

以上の如く誠にこの「十五人委員會」はラディカルな性格を示してゐることは否定し得ないが、このやうな謂はば事實上の問題とは別に、原則論の見地から少しく考察すべき點があるやうに思はれる。

第一にこの「十五人委員會」は Provisions of Oxford に於いてどのやうに規定せられてゐたかと言ふに、大體この Provisions 全體が覺書の集成の如き感があり、その表現は必しも精密なるものとは言ひ難いが、次の如きものである。「彼等（十五人委員會）は、王又は王國に關係ある全ての事項につき、修正又は補償の必要ありと認むる場合、これの修正又は補償をなすべく、善意を以つて、王に助言を與へる權限を有すべきものとす。又彼等は、主要なる司法官、及び他の人々に對しても權威を有すべきものである。……」

(E averunt podr del rei conseiller en bone fei del gouvernement del reyaume, et de tote choses ke al nei u al reyaume partement, E pur amender et adrescer totes les choses ke il verrunt ke facent a adrescer et amendes. E su le haute justice, et sur totes autres genz. E su le hante justice, et sun totes autres genz. ....)

とあるのである。ここに引用した中の最後の一文、即ち E su le haute justice et sur totes autres genz. のみを獨立して考へれば、極めてラディカルな性格が賦與せられてゐるかの如く考へられるが、前の部分とも加へて全體とし

て理解すれば、王の理論上の統治権を暗に前提としてゐると解することが出来なくもない。夫故に、現實のこの委員會の行動は別として、少くも理論的には、設置の當初にあつては、王の諮問機構の如き形態を取らうとしてゐたことは事實でなからうか。従つて、この委員會、引いてはこの *barons* の改革運動の急進性を認めることには異論がないことは言ふまでもない所ではあるが、しかしこの急進性のみを強張する考へ方にも全幅の賛意を表し得ない。この重要な委員會の規定そのものの曖昧さに着目して、ここに一つの問題解決の途を探らうとしてゐる B. Wilkinson<sup>(8)</sup> の如きにもなる惹かれる所が多いのである。

註(1) Stubbs, *Select Charters*. pp. 371—2.

(2) “*quorum* [「二十四人委員會」] *ordinationibus et provisionibus* (omnis rex et dominus Edwardus filius ejus, sicut *superius prænотatur, se supposuerunt, super status eorundem et totius regni Angliæ correctione, et melius reformatione.*” (*Annales of Burton*, pp. 445—6)

“*quia dominus Rex prius juraverat quod staret provisioni baronum.*” (*Annales of Osney*, pp. 118—19)

(3) Stubbs, *Select Charters*. pp. 373—378.

(4) “ ” pp. 378—389.

(5) M. Powicke. *King Henry III and Lord Edward*. p. 392.

(6) M. Powicke. “Some Observations on the Baronial Council (1258—60) and the Provisions of Westminster.” (*Essays in Mediaeval History presented to T. F. Tout* (1925). p. 123.

(7) S. B. Chimes, *An Introduction to the Administrative History of Medieval England*. (Oxford. 1952). p. 121.

(8) B. Wilkinson, *Studies in the Constitutional History of the Thirteenth and Fourteenth Centuries*. (Manchester. 1952). pp. 180—195.

しからば、このやうな曖昧な表現の意味するものは何であつたであらうか。

第一に考へて置くべきことは、この一二五八年の改革運動には、*barones* の全員が参加したことである。夫故に、この *Provisions* も *barones* 全體の意向に適ひ、彼等に彼等に容易に納得し得るが如くに作らるべきものであつた筈である。そして改革に参加したこれら *barones* の行動を眺めると、當初の改革の熱意の冷却するに伴ひ、彼等の間に種々な動搖の生じてゐるのを看過することは出来ない。例へば Gloucester 侯の如きが Simon de Montfort 一派が改革運動を推進して王の行政權に制約を加へるまでに至つた行動に對しては、反對の態度を示し、漸てこの運動から離脱して行くのであるが、これは、M. Powicke の指摘するやうに、<sup>(1)</sup> 王を援助して積弊を除却するために改革を行ふのであり、王權に制約を加へることが目的ではないとしてゐた *barones* の一般的な心意を表明してゐる事件と考へるべきであらう。多くの *barones* と Montfort 一派との間隙を生じて行つたのは B. Wilkinson も指摘してゐる如く、この「十五人委員會」の性格いかにかかつてゐたのであつたらしい。

以上の如き諸點よりして考へ得ることは、當時の *barones* の多くが、Simon de Montfort の如く、王權の執行までも自分の手中に收めやうとは考へてゐなかつたこと、王の行政上の諸々の過誤の矯正の要求にとどまつてゐたことが考へられる。そして *Provisions of Oxford* に於いて、新しい體制の中核をなすとも見られる所謂「十五人委員會」に關する規定がかくも曖昧な表現しか取つてゐないことには、このやうな *barones* の一般的態度が暗に考慮に容れられて

あるのではなからうか。

後に Henry III は、この「十五人委員会」が王權の篡奪であるとして、*barones* に呼びかけた時、<sup>(2)</sup> 彼等が容易に王の立場に賛同を示したのは、王の奸計や又 *barones* の保身のための背信行爲と言はんよりは、この改革運動の發端より底流として流れてゐる *barones* の根本的な立場が偶々露呈したままでのものではなかつたのではなからうか。そしてそこには一層深く王と封建諸侯との關係について考へさせるものがあるのである。

註(一) M. Powicke. *King Henry III.* p. 373. p. 418. 尙同書 pp. 471—2. にも用せられてゐる The Song of Lewes. 600—930 は、諸侯の立場を明示するものとして興味が深い。

註(二) B. Wilkinson. *Studies* p. 193 所引の如き記事參照 Cum super apud Oxonium, per voluntatem baronum nostrorum, ordinationibus et consiliis eorum supponerimus nos, et statum negotiorum nostrorum, et regni nostri, sub quibusdam conditionibus et promissionibus nobis factis, quas minime nobis observarunt; ac ipsi post modum plura, in praefudicium nostrum, et depressionem potestatis regiae.....attemptare praesumpserint. (Foedra. I. 419), ここで王の立場がはつきり現はれてゐる。又 C. P. R. 1247—58, pp 5644—5 所收の 1258年八月四日の書狀は王の「十五人委員会」設立當初のこの機關に對する考へ方が見られる。(Cetablissemes.....al honur de den e nostre boi e au profit de nostre reyaume)。即ち王は初めから、「十五人委員会」を王權強化の機關と見てゐた。

#### 四

周知の如く、王と封建諸侯との對立・抗争の事實は中世史上その例が少くないのであるが、この故を以つて、この兩者の對立關係を誇張して考へ、宛も兩者が根本的に對立關係にあつたかの如く考へる見方が、これまでの一部歴史家の見方であつたことは、言ふを俟たない所であらう。しかしこの二つのものは、果してかくの如く根本的に對立關係にあ

るものであらうか。

今問題をイギリスに限定して考へて見よう。當時の大法學者である Bracton は興味ある言葉を記してゐる。即ち彼は「王國內には、王と並ぶ者、王以上の者は誰も存しない」「……神の代理者ではあるが王も法に従はなければならぬことは、この世に於いては罪を擔つてゐた Jesus Christus が自ら法に従ふことを欲し、又法に従つた者のみを救済したのに倣へて明瞭である。」(Et quod sub lege esse debeat, cum sit Dei vicarius, evidenter apparet ad similitudinem Jesu Christi, cujus vicem gerit in terris, quia ..... esse voluit sub lege et eos qui sub lege erdimeret.)<sup>(1)</sup>とある。この言葉は王の至高の存在なることを認める一方、王の行動はあくまでも法(正義)に従ふべきことを主張した封建王制の理想像を述べたものである。そしてこの Bracton がその *De Legibus et Consuetudinibus Angliae* を書いたのは、一二五〇年から左程前ではなかつた。さて周知の如く中世の法とは、王と諸侯とが協力して見出すべきものとされてゐたことはここに述べるまでもない。従つて王が法に従ふといふことは王と諸侯との表面的な對立關係を超えたより深い層位に於ける兩者の協調關係を示してゐるものと言つてよいであらう。

封建國家が國家として存在する限り國政の中核として必然的に一人の人物を必要として來るのであり、これが王の特殊の地位の生じて來る理由である。換言すれば封建諸侯が安定した生活を送り、夫々權利を享受するためには、どうしても強固な社會の中心として、行政の擔當者たる王を必要としたのである。そして王には國政の全機構が全的に依存するものとされ、このやうな王は諸侯には不可缺の存在であつた譯である。

一方王から見れば王の行政の準據すべき法とは、封建社會の成員たる諸侯の協力によつて見出さるべきものであり、

又王國の統治の正しい運営のためには、封建諸侯の構成する階層秩序に依存する以外にはなかつた。ここに王の側からしても諸侯の協力は絶対の要件であつた。このやうな關係をアメリカの一中世史家は“Self-Government at King's Command”と呼んでゐるである。<sup>(2)</sup>

以上の如き事情故、王と諸侯との間には、協力の根本的基盤が用意されてゐたのである。このことは M. Powicke も注目し、イギリス中世史の特徴を巧にスケッチした小冊子 *Medieval England* に於いても特にこの點を指摘してゐると言つてよい。

Simon de Montfort の行動には、Robert Grosseteste<sup>(3)</sup> の系統を引く極めて高い理想主義的な要素のあることは認めなければならないが、又一方彼が封建社會の有するこの根本的性格を無視した所に、彼の偉大さと又悲劇の理由がある。M. Powicke が彼を Cromwell に比してゐるのはこの邊の事情をよく洞察し得た言葉と言ひ得よう。

註(1) Bracton. *De Legibus*. i. 38, ii. 172; 尙 Bracton は、いかなる司法官も又個人も王の charter や行爲に批判し又説明することは出来なう (i. 168) と言ひ、又一方に於いて王はこれに従はねばならない、と言つてゐる。ことに後述する王の性格と關聯して極めて示唆に富むものがある。尙 Bracton の王權理論については M. Powicke, *Henry III*. pp. 390—1. 特に p. 390. N. 1. 尙未見であるが Fritz Schulz が E. H. R. IX (1945) pp. 136—76. に極めて優れた論文を發表してゐると言はれてゐる。

(2) B. Wilkinson, *The Constitutional History of England*. 1216—1399. Vol. 1. pp. 1—3.  
尙 M. Powicke, *Henry III*. pp. 471—472.

(3) M. Powicke, *Henry III*. pp. 390—1.